

こども青少年局所管の こども・子育てに関する各計画の策定について

大阪市こども計画策定の背景・趣旨

策定の背景

- 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。
- 平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。
- 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

- 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

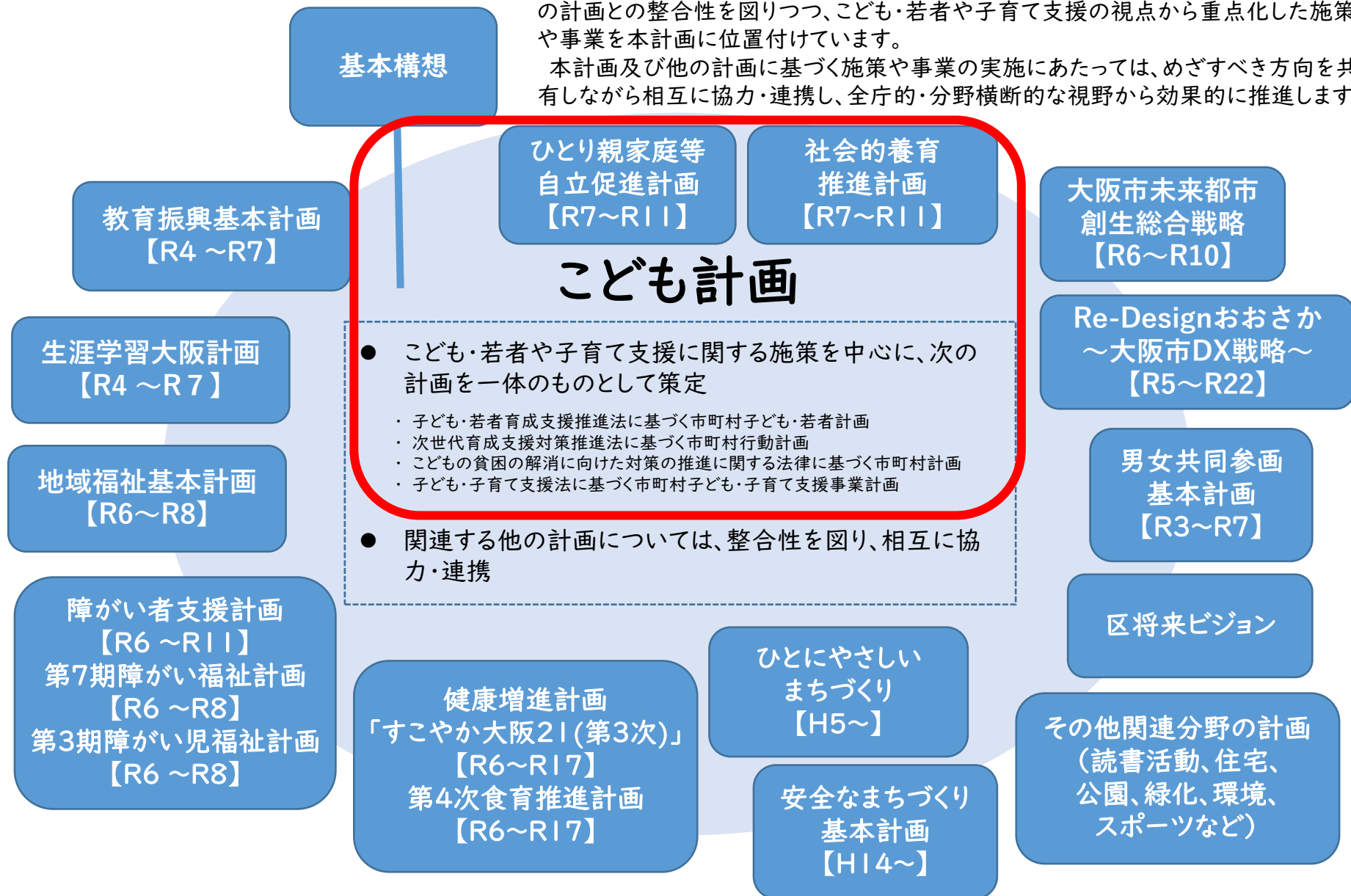
大阪市こども計画の位置づけ（関連計画）

◆本計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。

本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



大阪市こども計画の計画期間・対象

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

- こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

《本計画における定義》

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年：学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）

若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）

